		機械及び装置
前掲する財産のうち、当該財産について定められている前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
主として金属製のもの	一五	
その他のもの	一〇	
食料品製造業用設備	一〇	
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇	
繊維工業用設備		
炭素繊維製造設備		
黒鉛化炉	三	
その他の設備	七	
その他の設備	七	
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八	
家具又は装備品製造業用設備	一一	
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二	
印刷業又は印刷関連業用設備		
デジタル印刷システム設備	四	
製本業用設備	七	
新聞業用設備		
モノタイプ、写真又は通信設備	三	
その他の設備	一〇	
その他の設備	一〇	

		機械及び装置
前掲する財産のうち、当該財産について定められている前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
主として金属製のもの	一五	
その他のもの	一〇	
食料品製造業用設備	一〇	
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇	
繊維工業用設備		
炭素繊維製造設備		
黒鉛化炉	三	
その他の設備	七	
その他の設備	七	
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八	
家具又は装備品製造業用設備	一一	
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二	
印刷業又は印刷関連業用設備		
デジタル印刷システム設備	四	
製本業用設備	七	
新聞業用設備		
モノタイプ、写真又は通信設備	三	
その他の設備	一〇	
その他の設備	一〇	